

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

※DV等避難中の方でも、一定の要件を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給できる場合がありますので、ご相談ください。

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

A 世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」の世帯
※基準日（令和4年9月30日）時点において
芦屋市に住民登録のある方

B 予期せず令和4年1月～12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)
※申請日時点において芦屋市に住民登録のある方
※Aに該当する者の世帯は除きます

対象世帯には確認書を郵送 (11月25日頃発送)

①中身を確認して、確認書を返送してください。

※同封の確認書に必要事項を記入し、添付書類が必要な場合は貼り付け、返信用封筒で郵送してください。

②審査が終わり次第、指定の口座に給付金を振り込みます。

※世帯に令和4年1月2日以降に転入された方がいる場合は、市が令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村に課税状況を照会した後、対象世帯に郵送します(11月下旬頃から随時発送予定)また、課税状況がわからない等で別途個別に文書等で確認する場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間：令和4年11月25日（金）
～令和5年1月31日（火）

【申請書等の配布先・入手方法】

- ・電話での依頼（裏面のお問い合わせ）
- ・窓口での交付（市役所東館3階特設窓口及び保健福祉センター1階総合相談窓口）
- ・市ホームページからダウンロード

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送による提出にご協力ください

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、市に**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 該当する世帯には、市から申請書を送付します。
- **申請が必要**ですので、申請書に必要事項を記入して、郵送で、市にご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに郵送で、市にご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに県・市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

芦屋市価格高騰緊急支援給付金コールセンター



0797-38-2053 受付時間：9:00～17:00（平日）

窓口：市役所東館3階特設窓口
担当：芦屋市臨時給付金等担当

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間：9:00～20:00